



## 鑑定人とは？

中立、公正な立場で鑑定を行う人です。

鑑定人は、専門的な学識・経験を有し、かつ、社会的にも信頼されている専門家の方々の中から、裁判所が依頼します。

鑑定人には、争っている当事者のどちらか一方の側に立つのではなく、中立、公正な第三者の立場から、専門的な学識・経験に基づいて鑑定を行っていただきます。

鑑定結果は、鑑定人御自身の責任で出していただきますが、鑑定作業を補助者に手伝わせたり、他の専門家の意見を参考にすることは差し支えありません。



## 最近の裁判は？

医学、建築学、機械工学等、いろいろな専門分野が問題となる裁判が増加しています。

このような専門的な学識・経験を必要とする裁判では、裁判官の専門的な知識を補充するため、早期に、専門的な学識・経験を有する鑑定人を選任して裁判に関与していただくことが必要になります。しかし、実際には、様々な理由から（末尾の「鑑定人に配慮した鑑定手続の改善」参照）、専門家の方に鑑定をなかなか引き受けいただけないケースもあり、鑑定人の選任に時間がかかり、そのために裁判が長期化してしまうこともあります。

裁判所は、こうした問題点の指摘を真剣に受け止め、それぞれの分野の専門家の方々からも意見を伺いながら、より早く鑑定を引き受けいただけるような環境づくりに努めてきました。また、平成15年の民事訴訟法等の改正により、こうした問題に対処するための鑑定手続の改善が図られています。

### 参考：鑑定以外の専門家の関与

平成15年の民事訴訟法の改正で創設された専門委員制度は、専門訴訟の審理の全段階（争点整理、証拠調べ等）において、裁判所が専門家（専門委員）の説明を聞くことができるようになります。

専門委員は、専門的な学識・経験に基づいて職務を行う点で鑑定人と似ていますが、その身分は非常勤の公務員であり、また、専門委員はあくまでも専門的事項の説明を求められるものにすぎず、その説明が証拠になるわけではない点で、鑑定人と異なっています。